

詳細はHPへ

NOSAI は農家のために!!

園芸施設共済へのご加入にあたって

この説明書は、園芸施設共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAI で実施している農業保険事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAI および国で行っています。NOSAI と国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け支払共済金の額が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生のお知らせを怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- 園芸施設共済と他保険等に重複加入している場合、不当利得防止のため支払額が按分調整されることがあります。
- NOSAI が保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAI が引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

<金融商品販売法に係る重要事項説明書>

お問い合わせ先

名称	住 所	TEL・FAX番号	対象エリア
中部グループ			
前橋支所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 (農業共済会館1階)	TEL 027-254-2070 FAX 027-254-2077	前橋市
伊勢崎支所	〒379-2231 伊勢崎市東町2668-1 (伊勢崎市あずま支所2階)	TEL 0270-62-9915 FAX 0270-20-2241	伊勢崎市・玉村町
西部グループ			
高崎支所	〒370-0084 高崎市菊地町563	TEL 027-344-2181 FAX 027-344-2184	高崎市(高崎市吉井町を除く)・安中市
藤岡支所	〒375-0014 藤岡市下栗須124-6 (多野藤岡広域市町村圏振興整備組合2階)	TEL 0274-24-3730 FAX 0274-24-2426	藤岡市・高崎市吉井町・神流町・上野村
富岡支所	〒370-2316 富岡市富岡2486-7	TEL 0274-62-2450 FAX 0274-63-3541	富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町
北部グループ			
渋川支所	〒377-0203 渋川市吹屋384 (渋川市子持行政センター2階)	TEL 0279-26-2600 FAX 0279-26-2601	渋川市・吉岡町・榛東村
中之条支所	〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10	TEL 0279-75-2005 FAX 0279-75-2559	中之条町・東吾妻町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村
沼田支所	〒378-0044 沼田市下之町904-5	TEL 0278-23-5110 FAX 0278-23-0169	沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村
東部グループ			
太田支所	〒370-0341 太田市新田金井町29 (太田市新田庁舎1階)	TEL 0276-20-9199 FAX 0276-57-4485	太田市
みどり支所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-1 (みどり市農林業センター1階)	TEL 0277-76-9181 FAX 0277-76-9185	桐生市・みどり市
館林支所	〒374-0029 館林市仲町14-1 (館林市民センター1階)	TEL 0276-75-3311 FAX 0276-75-3318	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町
本 所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12	TEL 027-251-5631 FAX 027-253-7767	県下全域

(2021年)

安心のネットワーク
NOSAIぐんま

備えの種をまこう。



園芸施設共済



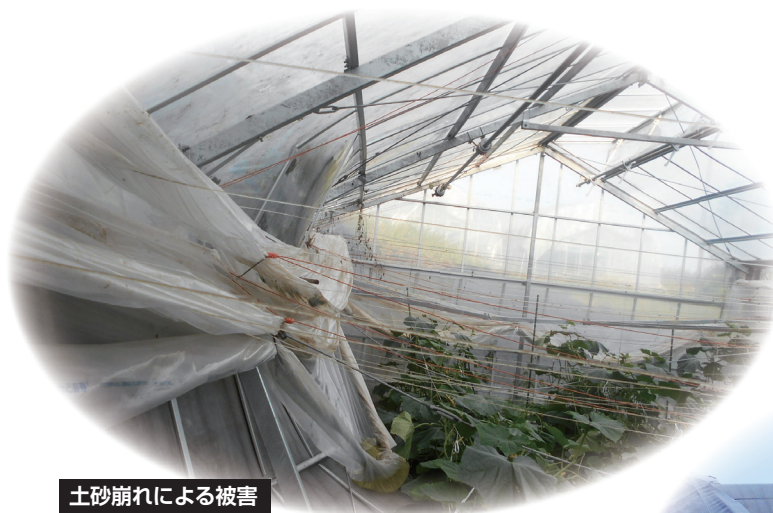
ぐんまちゃん 2020-100387

群馬県 / 群馬県農業共済組合



ノーサイくん

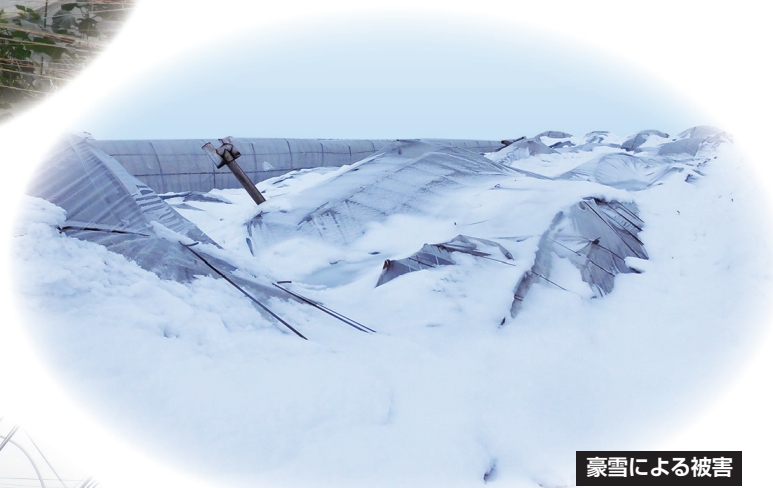
『被害にあわない』保証はない。 『被害にあったとき』の補償はある！



土砂崩れによる被害

写真の事故、
他人事だと思
っていないか？

これらの事故は近年、
群馬県で発生した
事故です。



豪雪による被害

大きな災害が
発生した際の、
事故への備えは
できていますか？



突風による被害

近年、毎年のように各地で園芸用ハウスや農作物に台風等による甚大な被害が発生しています。
今後も同様もしくは過去に例のない規模の災害が発生する可能性は十分にあります。

『被害にあったらどうしよう』と不安になるより、『災害が来ても安心！』と思えるようにリスクへの
備えをしませんか？

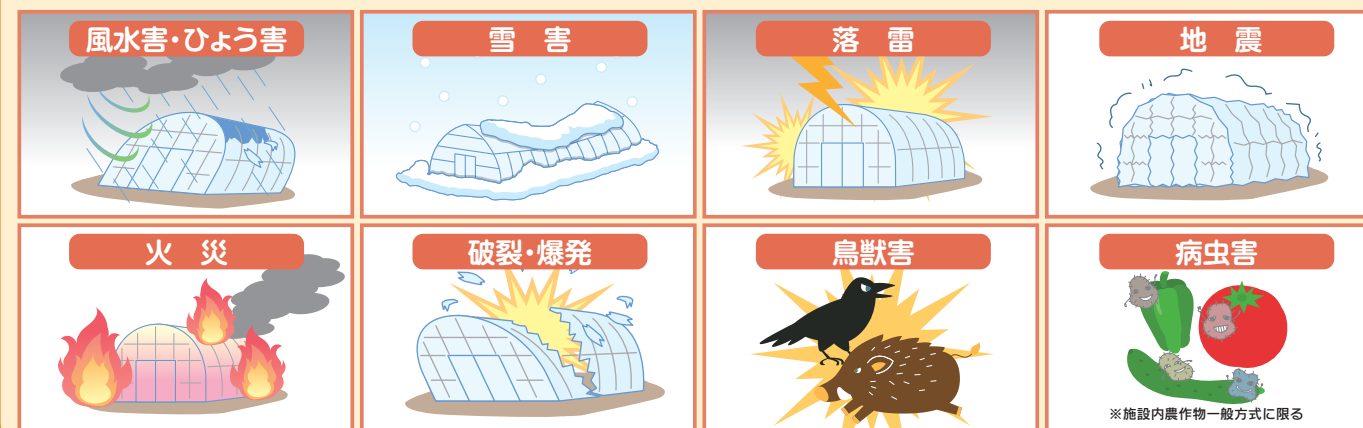
園芸施設共済では、平成29年度には全国で約193,600戸の加入があり、そのうち約23,800戸
が被害を受けています。割合として、**約8人に1人が被害にあっています！**

まずは制度説明や見積りの提示だけでもさせていただきます。お客様の要望に沿ったプランをご提案いたし
ます。

●園芸施設共済の3つの特長

特長1

自然災害をはじめ、火災や鳥獣害等の
さまざまな災害を補償します。



※施設内農作物一般方式に限る

特長2

お客様のご希望に合わせて、自由に補償内容を
組み合わせることができます。

園芸用ハウスの補償に加え、
ご希望のオプションを追加す
ることができます。

また、ハウスごとに加入オプ
ションや付保割合、小損害不
填補の基準を選択することが
できます。（一部ハウスごと
に選択できないオプションが
あります。）

ハウス本体と附属施設の10
割補償も可能に。再建のお役
に立ちます！

園芸用ハウス	附属施設	施設内農作物
- ガラス室 - 鉄骨ハウス - パイプハウス - 雨よけハウス - 多目的ネットハウス	- 冷暖房施設 - 換気施設 - カーテン装置 - かん水施設 - 自動制御施設など	ハウス内で 栽培する農作物 (野菜・花き・鉢物 など)
必ず加入	オプション加入	オプション加入
撤去費用 倒壊した施設の 撤去に要した 費用	復旧費用 ハウス本体と附属施設を 新築時の評価額の 100%になるよう 補償	
付保割合 4～8割	付保割合追加特約 1～2割	小損害不填補の基準 3万円または共済価額の5% 10万円 50万円 20万円 100万円 1万円特約

特長3

掛金の半分を国が負担します！

園芸施設共済は国の政策保険です。補償金額が1億6千万円を
超えるまで、掛金の半分を国が負担します。

※一部、国の掛金負担がないオプションがあります。

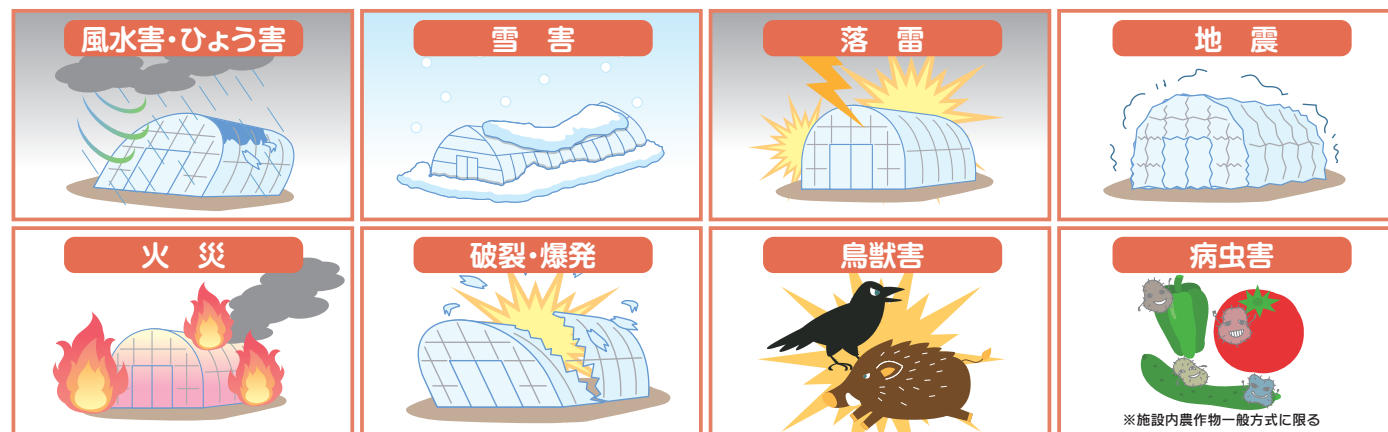
本来なら**10万円の掛金が5万円の負担で済みます！**



園芸施設共済の詳細は次ページ以降よりご確認ください。▶▶▶

支払対象となる事故は様々あります！

風害、雪害、地震等の様々な自然災害に加え、火災や鳥獣害等も補償の対象となっています（航空機の墜落や車両の衝突等も含む）。なお、被害を受けた際には職員が損害評価を行いますので、速やかにNOSAIまでご連絡ください。



ご注意

次の項目に該当する場合には、共済金支払の対象となりません。

- | | |
|-------------------------------|----------------------------------|
| ① 老朽化によって生じた損害 | ⑤ 盗難やいたずらによる損害 |
| ② 通常すべき管理、損害防止を怠って発生した損害 | ⑥ 生理障害および薬害 |
| ③ 損害発生のお知らせを怠った場合や、不実の通知をした場合 | ⑦ 損害額が1棟ごとに選択された小損害不填補の基準を超えない場合 |
| ④ 故意もしくは重大な過失による損害 | ⑧ 未被覆期間における施設内農作物の損害 |

ご希望に合わせて補償の組み合わせができます！

園芸用ハウスの補償に加え、ご希望のオプションを追加することができます。

園芸用ハウス ● ガラス室 ● 鉄骨ハウス ● バイブハウス ● 雨よけハウス ● 多目的ネットハウス 必ず加入	付帯施設 ● 冷暖房施設 ● 換気施設 ● カーテン装置 ● かん水施設 ● 自動制御施設など	復旧費用 ハウス本体と付帯施設を新築時の評価額の100%になるよう補償
	撤去費用 倒壊した施設の撤去に要した費用	施設内農作物 ハウス内で栽培する農作物（野菜・花き・鉢物など）

オプション加入

- ※復旧費用および撤去費用は棟ごとに選択ができます。
- ※台風や大雪の警報発令時は加入できない場合があります。
- ※自動継続特約を付けることができます。

付保割合（補償割合）及び小損害不填補の基準を組み合わせることにより、補償の充実した加入や掛金等を抑えた加入ができます。

- 付保割合
ハウスごとに40%から80%の範囲で選択できます。
- 付保割合追加特約（新設）
付保割合80%を選択した場合に限り、10%もしくは20%の付保割合を追加することができます。
※施設内農作物は付保割合追加特約の適用外です。
- 小損害不填補の基準
ハウスごとに次の中から選択できます。

3万円または共済価額の5% 10万円 20万円 50万円 100万円

1万円特約（新設）※

※小損害不填補の基準「3万円または共済価額の5%」を選択している場合に限り、付与することができます。

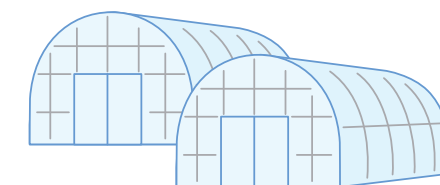
小損害不填補の基準とは、被害棟ごとの損害額が選択した金額を超えた場合に共済金の支払い対象となる基準です。

例：小損害不填補の基準：20万円を選択した場合には、被害棟ごとの損害額が20万円を超えた場合に共済金の支払い対象となります。

高い基準を選択すると掛金が安くなります。そのため、大きな被害のみ補償を受けたい方にオススメです。

園芸用ハウス

本体と被覆材が対象です。時価額補償のため、古くなるにつれ補償額が下がりますが掛金等も下がります。時価額については本体は価額の50%、被覆材は価額の25%が下限です。



補償額の計算

● 本体

本体の時価額 × 損害割合 × 付保割合

● 被覆材

被覆材の時価額 × 損害割合 × (100% - 自然消耗割合) × 付保割合

※価額は、国の基準を適用します。なお、令和3年4月より国の基準が実勢に近い価額となるよう見直しが行われました。また、本体については国の基準ではなく建築された時の見積書等の価額を基に加入することも可能です。

※自然消耗割合とは、契約開始から被害を受けた期間までに劣化した部分を考慮した割合となっています。被覆材の耐用年数経過後には適用されません。

付帯施設

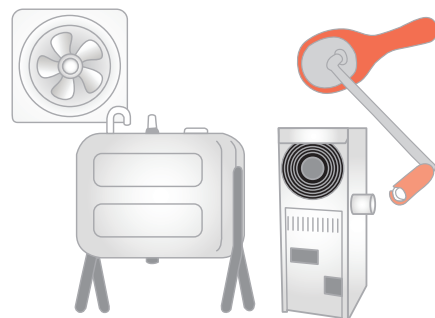
ハウスに設置され、加温・かん水等、栽培のために使用する設備が対象です。時価額補償のため、古くなるにつれ補償額が下がりますが掛金等も下がります。時価額については価格の50%が下限です。

補償額の計算

- ① 修繕費 × 時価現有率 × 付保割合
- ② 付帯施設の時価額 × 付保割合

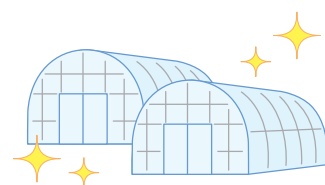
①②のうち低い方が適用されます。

※業者の見積書等を **NOSAI** に提出していただく必要があります。



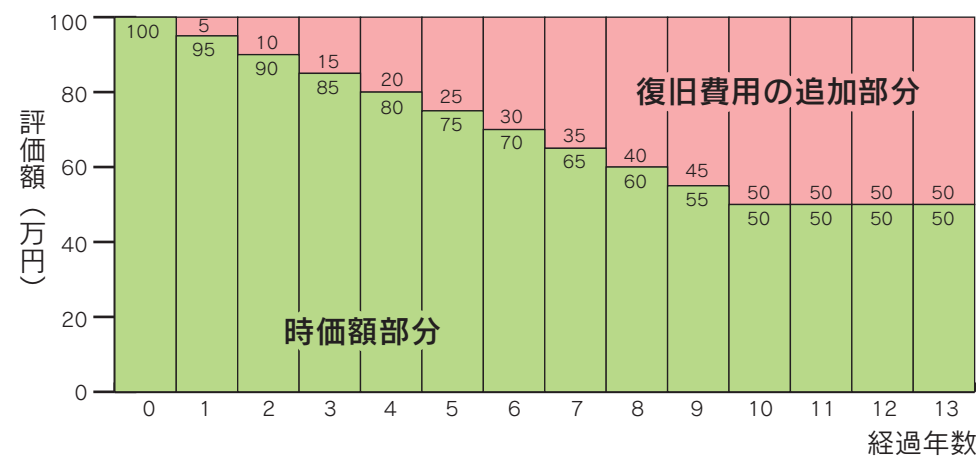
復旧費用

被覆材を除く本体及び付帯施設（付帯施設加入時のみ）の減価償却部分の価額が対象です。築年数に関係なく、園芸用ハウス（本体）や付帯施設の補償とあわせて新築時の評価額の100%で補償します。



復旧費用に加入したときの時価額

例：パイプハウスの評価額が100万円の場合



補償額の計算

- ① (領収書の金額 - 園芸用ハウスの被害額 (本体)) × 付保割合
- ② 減価償却部分の価額 × 園芸用ハウスの損害割合 (本体) × 付保割合

①②のうち低い方が適用されます。（付帯施設も同様）

※修繕または再建したときに共済金が支払われます。

※業者の領収書等を **NOSAI** にご提出していただく必要があります。

※自力もしくは近隣農業者等と復旧作業を行った場合には、補償限度額を超えない範囲で材料費等の額に労務費を加えて支払います。

労務費は復旧面積 (㎡) × 100円もしくは他者に実際に支払った労務費のいずれか大きい金額です。

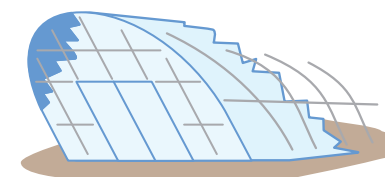
新設!

●ハウス本体と付帯施設を新築時の評価額の10割で補償できます!

特約へ加入することで、自己負担なしでハウス本体と付帯施設の再建が可能になりました!!

補償イメージ

(例) 1,000万円のハウス本体が全損した場合



加入方式

時価補償のみ	時価補償部分		補償額 400万円
時価補償+復旧費用	時価補償部分	復旧費用部分	補償額 800万円
時価補償+復旧費用 + 付保割合追加特約	時価補償部分	復旧費用部分 付保割合追加特約部分	補償額 1,000万円

同価値のハウスを再建する場合には、特約への加入が再建費用の自己負担分の軽減に繋がります。
万が一に備えて、充実した補償で加入をご検討ください。

掛金等イメージ

●補償額1,000万円の鉄骨ハウスの場合

時価補償のみ	時価補償 + 復旧費用	時価補償 + 復旧費用 + 付保割合追加特約
19,500円	43,180円	58,850円



○試算条件

- ・補償額は全損した場合のお支払い額となります。
- ・付保割合は8割、付保割合追加特約は2割、小損害不填補の基準は3万円または共済価額の5%を選択したもので計算しています。
- ・ハウス本体は耐用年数経過後で計算しています。
- ・1年契約（被覆期間1年）で計算しています。

- ・掛金等は、農家負担掛金と事務費の合計額です。
- ・標準的な掛金率を適用しています。
- ・掛金等は加入者や施設ごとに変わるため、記載の金額とは異なる場合がございます。

撤去費用

被覆材を除く本体を解体、撤去する費用が対象です。

撤去に要する㎡当りの価額はハウスの種類ごとに次のとおり決まっています。

ガラス室	エコノミーハウス 鉄骨ハウス	パイプハウス 雨よけハウス 木造ハウス 多目的ネットハウス
1,200円	880円	290円



撤去に要した金額が100万円を超えたとき、または本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えたときに共済金が支払われます。

補償額の計算

- ①撤去費用の領収書 × 付保割合
②撤去費用の価額 × 損害割合 × 付保割合

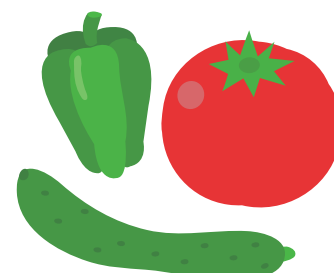
①②のうち低い方が適用されます。

※業者の領収書等をNOSAIに提出していただく必要があります。

施設内農作物

ハウス内で栽培する農作物の生産費が対象です。農作物の生産費は、葉菜類・果菜類・花き類ごとに国で定められた値を適用します。

なお、一部の作物及び育苗用の作物は加入できません。



施設内農作物は、次の加入方式があります。

一般方式

P3の対象となる事故が全て補償対象です。

事故除外方式

P3の病虫害を除く事故が全て補償対象です。一般方式に比べて掛金下がりますが、次のいずれかの加入条件を満たしている必要があります。

- ・ハウスの設置面積の合計がアール以上で、ハウスの営農経験が3年以上。
- ・損害の防止を行うために必要な施設が整備され、適正に行える（土壌消毒、薬剤散布等に係る防除施設）。

補償額の計算

- 農作物の生産費 × 損害割合 × 付保割合

補償額は生育ステージにより異なります。収穫開始直前が最も高くなり、収穫終了に近づくにつれ低くなります。

ご注意

病虫害の場合には分割割合が適用されます。分割割合とは病虫害に応じて60%から100%の間で適用される割合で、その割合に応じて補償額から差し引かれます。そのため、分割割合が100%が適用される病虫害（例：きゅうりのうどんこ病等）については補償の対象となりません。

1年ごとに加入の見直しができます！

契約期間は、被覆期間・未被覆期間を合わせて1年間となっています。そのため、1年ごとに加入内容の見直しや休業する際に一旦加入を取止める等柔軟に対応できます。なお、未被覆期間については被害に遭いにくいいため、掛金は非常に安くなっています。

また、契約期間中に増改築等（被覆材、附帯施設や施設内農作物の変更含む）に伴い、増改築後の価額に基づく補償を受けたい場合は補償期間中でも引受変更が可能です。

ご注意

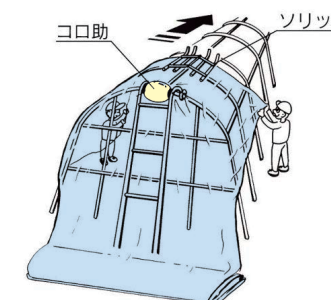
被覆期間の変更・増改築等が発生した際には、速やかにNOSAIへご連絡ください。ご連絡が損害発生の日より後になった場合には、共済金の一部が免責となります。なお、引受変更に伴い掛金等の追加支払い、または返還が発生する場合があります。

被覆期間の変更に伴い掛金等の追加支払いが発生した場合の払込期限は、変更連絡をされた日の翌日から2週間以内となります。期限内に納入されない場合には、共済金の全てが免責となります。

損害防止事業を実施しています！

損害の未然防止と発生した損害の拡大を防ぐために、ご加入者には損害防止用品を配付します。

また、フィルム張替機「コロ助セット」を無料で貸し出しします。



掛金の半分は国が負担します！

補償額が1億6千万円を超えるまで、掛金の半分以上を国が負担します。

また、加入者ごとに過去の損害率に応じて掛金率を設定します。



掛金等の計算

- 補償額 × 掛金率 × 補償期間 × 1/2（国の負担分） + 事務費

※下記の加入方式および特約には国の掛金負担がありません。

- ・復旧費用
- ・付保割合追加特約
- ・小損害不填補1万円特約

掛金等の割引制度があります！

● 集団加入による割引

生産出荷団体等、集団で園芸施設共済にご加入いただくと掛金等の割引をいたします。

割引率及び条件

- ・ 一斉加入受付を行い、構成員の加入割合が一斉加入受付前より増加するとともに8割を超えた場合

▶▶ 掛金の5%を割引

- ・ 10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合

▶▶ 事務費の20%を割引

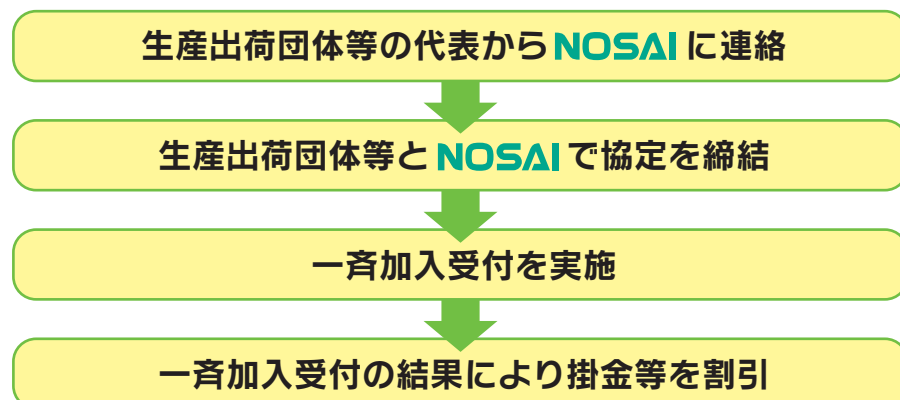
- ・ 5人以上10人未満の構成員が一斉加入受付を行った場合

▶▶ 事務費の10%を割引

※一斉加入受付とは、特定の期間内に生産出荷団体等の構成員の方々に所定の会場へお集りいただき、加入受付を行うことです。

※集団加入による掛金等の割引を行うにあたって、生産出荷団体等の代表者様と協定を締結いたします。

< 集団加入のフローチャート >



● パイプハウスの割引

割引率及び条件

- ・ 骨格の主要な部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られているパイプハウス

▶▶ 掛金の15%を割引

※上記以外に、補強されているパイプハウスについても掛金の割引制度があります。

NOSAI 職員の現地確認により条件を満たした場合に割引対象となります。

加入の目安（100㎡当りの補償額と掛金）

○ ガラス室

付保割合	ハウス本体		復旧費用		撤去費用		施設内農作物	
8割	補償額	910,000円	補償額	910,000円	補償額	96,000円	補償額	131,040円
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有
	掛金等	2,898円	掛金等	2,907円	掛金等	56円	掛金等	876円
10割	補償額	1,137,500円	補償額	1,137,500円	補償額	120,000円		
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有		
	掛金等	4,256円	掛金等	4,267円	掛金等	75円		

○ パイプハウス

付保割合	ハウス本体		復旧費用		撤去費用		施設内農作物	
8割	補償額	234,948円	補償額	146,000円	補償額	23,200円	補償額	130,664円
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有
	掛金等	3,771円	掛金等	3,773円	掛金等	234円	掛金等	1,358円
10割	補償額	293,685円	補償額	182,500円	補償額	29,000円		
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有		
	掛金等	5,462円	掛金等	5,465円	掛金等	331円		

○ エコノミーハウス

付保割合	ハウス本体		復旧費用		撤去費用		施設内農作物	
8割	補償額	402,960円	補償額	282,000円	補償額	70,400円	補償額	130,827円
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有
	掛金等	4,434円	掛金等	4,438円	掛金等	264円	掛金等	1,364円
10割	補償額	503,700円	補償額	352,500円	補償額	88,000円		
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有		
	掛金等	6,430円	掛金等	6,435円	掛金等	358円		

○ 鉄骨ハウス

付保割合	ハウス本体		復旧費用		撤去費用		施設内農作物	
8割	補償額	755,280円	補償額	630,400円	補償額	70,400円	補償額	128,868円
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有
	掛金等	4,814円	掛金等	4,821円	掛金等	134円	掛金等	1,373円
10割	補償額	944,100円	補償額	788,000円	補償額	88,000円		
	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有	小損害不填補 1万円特約無	小損害不填補 1万円特約有		
	掛金等	6,938円	掛金等	6,946円	掛金等	175円		

○ 試算条件 ○

- ① ハウス本体は耐用年数経過後、被覆材は新品で算出しています。
- ② 小損害不填補の基準は3万円または共済価額の5%を選択したもので算出しています。
- ③ 被覆材および押さえ材により補償額等は変わります。
- ④ 施設内農作物の補償額等は、一般方式の果菜類（トマト・きゅうり等）で算出しています。
- ⑤ 1年契約（被覆期間1年）で計算しています。
- ⑥ 掛金等は、農家負担掛金と事務費の合計額です。
- ⑦ 標準的な掛金率を適用しています。
- ⑧ 付保割合追加特約は2割追加で計算しています。
- ⑨ 施設内農作物は付保割合追加特約の対象外のため、10割補償の目安を記載しておりません。